

国土交通省行政効率化推進計画

平成 16 年 6 月 15 日
国 土 交 通 省
平成 17 年 6 月 30 日改定

1. 公用車の効率化

(これまでの取組)

公用車について、平成 16 年度までに 18 台削減した。

職員運転手については原則退職後不補充としている。

また、幹部用車については幹部職員以外にも利用しており、効率的な運用に努めているとともに、アイドリングストップ、霞ヶ関ノーカーデーの実施、低公害車の導入による燃料費の削減、運転業務の民間委託や共用自転車の利用により、経費の削減に努めているところ。

(今後の取組計画)

公用車について、不規則・緊急な事態への迅速な対応の確保や職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成 25 年度までに 99 台削減する。

平成 17 年度については、3 台削減する。

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守する。なお、補充する時は、再任用制度を活用する。

また、共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップ、霞ヶ関ノーカーデーの実施、低公害車の導入による燃料費の削減、運転業務の民間委託や共用自転車の利用により、経費の削減を図る。

これらの取組については、平成 19 年度に見直しをする。

なお、国土交通省所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

(平成 25 年度までの間で順次実施)

2. 公共調達の効率化

【一般競争、公募型指名競争入札等の推進】

(これまでの取組)

公共調達については、会計法令に基づき、競争に付すことが適当であるものについては、原則、競争入札による調達に努めてきている。

(今後の取組計画)

- ①公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

（一般競争入札（詳細条件審査型一般競争入札を含む。以下同じ。）については件数・金額ともに公表しており、調達割合については今後実施。一般競争入札は逐次拡大してきており、その方策を検討しながら引き続き実施。）

- ②上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。また、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

（一般競争入札の推進）

平成17年度以降も引き続き実施。

（実施状況の公表）

平成16年度分より毎年度実施。

- ③公共調達について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、公共工事における公募型指名競争入札等による調達の割合（指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合）に関する目標数値を平成20年度において約4割として、毎年度その実施状況を公表する。

なお、物品及び役務の公共調達については、平成20年度までに平成16年度の指名競争入札実施件数の5%以上を一般競争入札に

移行することとし、毎年度その実施状況を公表する。

(実施状況の公表)

平成16年度分から5年間実施。

- ④ 特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。
(結成義務付けの原則廃止は実施済み。理由の公表については平成16年度以降実施。)

【適切な競争参加資格の設定等】

(これまでの取組)

物品及び役務（以下、「物品等」とする。）の公共調達について、

- ① 調達する物品等の受注実績を求める場合には、「同一又は類似」する物品等の調達規模・数量と「同等」もしくはそれ以下となるように設定している。
- ② 物品等の調達物の仕様・納入期限等を設定する場合は、発注者が最低限必要とする仕様等に留め、過大・過剰、喫緊な調達とならないように努めてきた。

(今後の取組計画)

物品等の公共調達について、

- ① 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価するとともに、その旨を入札公示等に予め明記する。
- ② 物品等の調達物の仕様等を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

(①及び②について、平成17年度以降も引き続き実施)

【予定価格の適正な設定】

(これまでの取組)

予定価格の設定については、会計法令を遵守するとともに、調達分野の市場調査や過去からの受注・納入実績、および発注者間の情報交換等を踏まえ、逐次、適切に設定してきている。

(今後の取組計画)

物品等の公共調達について、取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。
(平成17年度以降も引き続き実施)

【随意契約の適正な運用等】

(これまでの取組)

公共調達について、

- ①随意契約による場合には、会計法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行っている。
- ②WTO政府調達協定に定める随意契約案件について、契約締結前後に契約者、契約価格及びその理由等を官報に掲載してきている。

(今後の取組計画)

公共調達について、

- ①随意契約による場合には、会計法令の定める要件・手続きに合致するかどうかの確認を引き続き適正に行う。
(平成17年度以降も引き続き実施)
- ②一定金額以上の随意契約案件について、国土交通省HP(地方支分部局等のHPを含む)において、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。
(少額随契以外のものについて、平成17年度分より実施。)
- ③随意契約の方法による委託契約等について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど引き続きその適正な履行の確保に努める。
(平成17年度以降も引き続き実施)
- ④会計内部監査等において、随意契約の重点的監査を実施する。

(平成17年度以降も引き続き実施)

【落札率1事案への対応等】

(これまでの取組)

- ①公共工事・建設コンサルタント業務等については、予定価格等の事後公表、入札参加業者の応札状況・入札価格について、従前より公表してきた。
- ②見積書の徴取を行う場合は、会計法令に基づき、複数の者から見積書を徴取し、契約金額の低減に努めてきている。
- ③再度入札の実施に関する運用を取り決め、一定回数再度入札が繰り返された際は、入札中止等の手続きを講じてきた。

(今後の取組計画)

公共調達について、

- ①一定金額以上の公共調達について、落札率を一覧表にして公表する。
(物品等にあつてはWTO政府調達協定に定める1,600万円以上、建設工事にあつては2億円以上、建設コンサルタント業務等にあつてはWTO政府調達協定に定める7,300万円以上の公共調達案件について、平成16年度分より実施。)
- ②参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積金額の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。

(平成17年度以降も引き続き実施)

- ③再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には、再度公告入札を行う。
(物品等の調達案件については平成17年度以降も引き続き実施。公共工事等については引き続き、落札者がいない場合に再度公告入札を行うことを原則とする。)

【国庫債務負担行為の活用】

(今後の取組計画)

- ①コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度契約によることとする。
- ②複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。
(①及び②について、平成18年度概算要求に向けて検討)

【調達手続き等の電子化】

(これまでの取組)

- ①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化は、「バーチャル・エンジェシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成11年12月28日 高度情報通信社会推進本部決定)に基づき、電子政府e-japan構想の一環として、平成15年度中に全省庁において実施することとなっていることを受け、国土交通省においても、電子入札(非公共事業)のシステムの整備を行ってきている(平成16年度までの電子入札実施件数:331件)。
- ②総務省との連携により、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を整備してきているところ(平成13年1月10日より受付開始)。

(今後の取組計画)

- ①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化については、平成17年度より本省・地方支分部局等における競争入札について、原則的に電子入札を実施する。
(平成17年度以降は、電子入札による応札割合を高めるよう引き続きPRを行う。)
- ②総務省との連携により整備した、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を利用し、電算機処理等に係る事務処理コストの縮減を図る。

(平成17年度以降も引き続き実施)

【その他】

(これまでの取組)

- ①物品等の公共調達については、計画的な購入等に努め、一括購入・一括発注を行なうことが経済的に有益な場合は、その実施に取り組んでいる(消耗品、印刷物など)。
- ②本省の複数の部局で共通して使用する事務用品等について、一括購入契約を行ってきている(平成16年度:消耗品等157品目)。
- ③文具等の適正な使用や両面コピーの推進等に努め、事務用品の使用量の抑制に努めてきている。
- ④広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるようにして、環境負荷軽減や事務処理コスト削減をしてきているところ(平成14年2月より現在まで実施:国土交通本省内)。
- ⑤電話料金(携帯電話を含む)について、各社の割引サービスを比較し、最適なものの利用に努めてきている。
- ⑥庁舎屋上に太陽光発電システムを率先して整備し、電力を供給してきているところ(平成14年12月より導入、平成16年度約4.5万kwh強)。
- ⑦既存の庁舎において、グリーン診断に基づくグリーン改修を実施してきているところ(平成13年4月より実施)。

(今後の取組計画)

- ①物品等については、徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る(過剰仕様等の排除)。
- ②事務用品等の一括購入・一括発注を、引き続き推進する。
- ③文具等の適正な使用、両面コピーの推進等をさらに徹底して、事務用品の使用量の抑制を図り、無駄な発注を避けることにより、一層のコスト削減を図る。
- ④広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるようにして、環境負荷軽減や事務処理コストの低減を図る。
- ⑤電話料金の割引制度の活用を、引き続き図る。

- ⑥庁舎屋上に整備された太陽光発電システムの適正な保全を通じた電力供給による環境負荷軽減やコスト縮減を図る。
- ⑦電力供給契約の入札を実施する。
- ⑧庁舎の光熱水費を削減するため、グリーン診断に基づくグリーン改修の推進を図る。また、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。
 - (①～⑦については平成17年度以降も引き続き実施。⑧については、グリーン診断に基づくグリーン改修は平成17年度以降も引き続き実施し、E S C O事業導入の検討等については、平成16年度より実施。)
- ⑨競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。
 - (平成17年度以降も引き続き実施)

3. 公共事業のコスト縮減

(これまでの取組)

平成9年度に「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を踏まえた行動計画を策定し、工事コストの低減について取組を実施。

平成12年度に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を踏まえ「国土交通省公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定。従来の工事コストの低減に加え、ライフサイクルコストの低減等を含めて基本的視点とし、総合的なコスト縮減について取組を実施。

平成14年度の国土交通省・関係公団等の工事コスト低減は、平成8年度と比較し、13.6%、物価の下落を含めると21.3%となっている。

さらに、平成15年3月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直す「コスト構造改革」の取組を開始。

平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減を達成することを目標としている。

なお、平成15年度における総合コスト縮減率は、国土交通省・関係公団等で6.1%（物価の下落等を除く。）となった。

(今後の取組計画)

平成15年3月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減を達成することを目標としている。

コスト構造改革を実現するための施策として、①事業のスピードアップ8施策、②計画・設計から管理までの各段階における最適化14施策、③調達の最適化12施策、計34施策を5年間で取り組んでいく予定。

なお、具体的な施策としては、以下のとおり。

○構想段階における住民参加手続きガイドラインを策定し、推進。
(平成15年6月30日に、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を策定。ガイドラインに基づき、各事業において、住民参加の取り組みの推進を図る。)

○空港整備事業の迅速化。
(羽田空港再拡張事業において、環境アセスメント、漁業補償等の各種手続を速やかに実施した上で、新設滑走路及び連絡誘導路の整備を設計・施工一括で行うことにより事業の迅速化を図り、平成21年12月までに供用する予定。)

○地籍調査に関する各都道府県の連絡調整協議会を活用して公共事業との連携を図る。
(平成15年1月に都道府県に対し、地籍調査事業推進のための連絡会議の設置及び開催について通知を発出。平成16年度以降は、より多くの都道府県において連絡会議の設置及び活用が進められるよう、引き続き働きかけを行っていく。)

○用地幅杭打設から3年または用地取得率が80%になった時のいずれか早い時期までに事業認定申請手続きに移行すべきというルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等の公表を図る。
(適期申請ルールについての徹底を図るとともに、インターネット

等を活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう義務付けた通達を平成15年3月28日に発出。

これに基づき、各地方整備局等において、平成15年7月から用地取得の進捗状況等の情報について、HPを活用し公表を開始。関係公団等にも同様の取り組みを求めるため、7月31日に、関係省庁、関係公団本社等間において申合せを実施。

また、所管補助事業においても同様の取り組みがなされることを促すため、都市、河川、道路及び港湾の各事業部局より各地方整備局等あて、適期申請ルール等について地方公共団体に周知するよう通知。

地方公共団体等にも同様の取り組みを求めるため、各地方ブロックごとに、都道府県等の間においても申合せを実施。

平成16年度以降も、標記取り組みを実施していく。）

- 営繕事業に関する技術基準等を統一し、各省庁施設の整備における合理的な設計、工事書類等作成の効率化を推進。

（平成15年3月、17の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定され、同年4月より運用を開始。

これらのうち、工事標準仕様書は、大規模な改定作業を平成15年度に行い、平成16年度版として取りまとめた他、公共建築工事標準歩掛りについて改定を行い、平成17年度版として取りまとめた。また、「木造工事共通仕様書」が「統一基準」として決定され、平成16年4月より運用を開始。新たに医療関係施設の基準について検討を行い、統一基準として平成18年度より運用を開始予定。）

- 高規格幹線道路における追越区間付き2車線構造の導入。

（平成15年7月24日に道路構造令（政令）を改正。今後、本政令に基づき、地域に応じた道路整備を行い、コスト縮減と整備効果の早期発現を推進。）

- 都市内の渋滞対策として乗用車専用道路の導入。

(平成15年7月24日に道路構造令(政令)を改正。今後、本政令に基づき、地域に応じた道路整備を行い、コスト縮減と整備効果の早期発現を推進。)

○インターチェンジを簡易な形式に見直す。

(インターチェンジの構造をトランペット型からダイヤモンド型など、簡易な形式に見直すための道路構造設計等を実施中。見直した道路構造設計による、地元設計協議等を実施し、準備の整ったところから事業を実施。)

○経済性に優れた新技術の活用を促進するため、数値目標を設定し、一定割合の工事において新技術を試行する。

(平成16年度数値目標を設定し、新技術の活用を促進。)

○官庁施設の運用段階における省エネルギー対策を推進するため、エネルギー消費に係る施設の使用状況を踏まえた判断指標や施設運用マニュアル等を新たに整備し、光熱水費の縮減を支援・指導。

(平成17年3月に「地球温暖化に寄与するための官庁施設の利用の手引き」を作成し各省各庁に通知。これを基に平成17年度以降各省各庁を支援・指導していく。)

○既存ダムに排砂バイパス等を整備することによる堆積土の浚渫費用の縮減。

(現在直轄1ダムで排砂バイパスを整備中であり、平成15年度より直轄1ダムにおいて、関連工事に着手。平成17年度以降も引き続き、計画堆砂量より土砂の堆積が進んでいるダム等において、随時排砂バイパス等の整備を検討。)

○除草に伴う刈草処理と利活用に関する地域住民との連携。

(既に、一部の河川においては、刈草の処理として、地元酪農家や農業関係者による無償の引き取りを行っており、従前の処分費の軽減にも大きく寄与。

平成17年度以降も引き続き、地元住民等との調整を図りつつ実

施。)

○道路管理における道路構造物の総合的資産管理システムの構築、運用。

(橋梁延命化のための予防的修繕のマネジメントを強化する(将来の劣化予測に基づく優先事業選定支援システムの運用)。)

○公共工事について、適切な競争参加資格の設定等により、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、優れた企業による競争を推進するため、業者選定に当たり技術力を評価できる環境を整備する。

(企業の持つ技術力評価を適切かつ効率的に行うため、全国の直轄工事の工事成績データベースを構築し、運用を開始している。また、各地方公共団体への工事成績情報の提供・交換方法を順次検討する。

また、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置の導入(平成16年度)等、過去の成績を適切に反映させるとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。)

○総合評価落札方式の活用を推進する。

(公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、公共工事の入札に係る総合評価方式の実施に関する毎年度の目標値を前年度までの実施状況を踏まえつつ定め(平成17年度については、総発注金額の4割以上)、総合評価方式の採用を推進する。

また、地方公共団体等に対し、総合評価方式に関する情報の普及の一層の推進を図るため、事例集の作成等を引き続き実施。)

○VE方式、設計・施工一括方式等の技術力による競争を推進する。

(公共工事について、VE方式・設計・施工一括方式等を活用する。特に、入札時VEの実施に関する目標値を定めて(平成17年度については総発注金額の4割以上)、入札時VEの採用を推進す

る。

また、大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施（平成16年度に試行開始）。

○電子入札システムの活用を引き続き図る。

（電子入札システムの活用を引き続き図る。）

○PFIセミナーや民間ヒアリングの実施により、官民共通認識の形成を図り、PFI方式の導入を推進する。

（平成16年度中に、PFIに関わりのある民間事業者、金融機関等に個別ヒアリングを実施するとともに、全国9会場で民間事業者、地方公共団体等を対象にセミナー等を開催。今後も引き続き民間等ヒアリングの実施等により、官民共通認識の形成を図り、PFI方式の導入を推進。）

○積算価格の説明性・市場性を向上するとともに、積算にかかるコスト、労力を低減する「ユニットプライス型積算方式」への移行を検討し、試行する。

（平成16年度から舗装工の一部において試行を開始。平成17年度は試行件数を拡大するとともに、試行の結果を踏まえつつ、対象工種を拡大。）

○インターネット等を活用して大口取引を適切に把握し、それを積算に反映する。

（超大口価格調査の実態について把握するとともに、インターネット等を活用した見積公募について、具体的な実施方法を検討。超大口価格を採用する予定工事を抽出し、平成16年度からインターネット等を活用した見積公募について試行。）

4. 電子政府関係の効率化

【業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化】

(1) 各府省に共通する業務・システム

(これまでの取組)

平成16年2月10日に開催された第5回CIO連絡会議において、最適化の対象となる業務・システムが決定されたところ。

(今後の取組計画)

① 業務・システムの最適化

各府省に共通する業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化計画の策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を原則として数値で明示する。

すでに最適化計画が策定されている業務・システム(人事・給与等)の内部管理業務については、人事・給与等の業務・システムの最適化計画等に基づき定員削減等の目標を定めた効率化措置等の合理化計画を策定する。

(上記の最適化計画等に基づき、合理化計画の策定に着手する。)

② 行政組織等の減量・効率化

内部管理業務への情報通信技術の活用及びこれに伴う業務の見直しを行う。特に、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)については、業務全体として、平成17年度から平成21年度までの5年間で、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。

その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

(2) 個別府省の業務・システム

(これまでの取組)

平成16年2月10日に開催された第5回CIO連絡会議において、最適化の対象となる業務・システムが決定されたところ。

個別業務・システム3件（旧式（レガシー）システムを含む。）について、見直し方針、最適化計画を策定。

（今後の取組計画）

- ①旧式（レガシー）システムについては、「業務・システムの見直し方針」の策定に加え、刷新可能性調査を実施し、それらの結果を踏まえ最適化計画を策定する予定。なお、策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を原則として数値で明示する。

（システム構成、調達方法等の見直し及び徹底した業務改革を進める。）

- ②旧式（レガシー）システムの新システムへの移行状況に合わせて、業務の合理化を図る。このため、旧式（レガシー）システムに関する最適化計画等に基づき、定員削減等の目標を定めた効率化措置等の合理化計画を策定する。

（刷新可能性調査結果を踏まえた最適化計画等に基づき、合理化計画の策定に着手する。）

気象資料総合処理システム等については、最適化計画に基づいて最適化を進めていく。

共用電子計算機システム（つくば地区旭庁舎）については、最適化計画に基づいて平成17年2月に更新したシステムを供用していく。

（3）オンライン化に対応した減量・効率化

（これまでの取組）

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日CIO連絡会議決定）に基づき、手続の簡素化・合理化に係る5項目（必要性の乏しい手続の原則廃止、申請・届出等の頻度軽減、添付書類の省略・廃止、処理期間の短縮、変更手続の簡素化）について、必要性の乏しい手

続の廃止、申請・届出等の頻度軽減等の措置を講じたところ。

(今後の取組計画)

ア. オンラインの推進

①公表資料等の活用により65件の添付書類について軽減を図る予定。

(平成17年度中に所要の措置を講じ、添付書類の軽減を図る予定。)

②決裁の合理化・電子化を進めることにより処理期間の短縮を図る。
(国土交通省オンライン申請システムと総合文書管理システムとの連携等による決裁の合理化・電子化を進めており、引き続き処理期間の短縮を図る予定。)

③各種許可・認証等の変更手続14件について簡素化を図る予定。
(平成17年度中に所要の措置を講じ、変更手続の簡素化を図る予定。)

また、年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続を「オンライン利用促進対象手続」として定め、オンライン利用促進のための行動計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、業務の効率化を図る。

イ. オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン化に対応した減量・効率化の実をあげるため、法令に基づく全ての行政手続の2割以上について、手続の削減・統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。
また、電子入札について、全面的な実施を推進する。

【国家公務員給与の全額振込化】

(これまでの取組)

給与の支給について、職員の協力を得て、全額振込化に努めてきたところ。

(今後の取組計画)

今後とも引き続き、給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、平成17年度末までに、山間・僻地等全額振込が困難な地域を除き、原則として100%の実施を目指す。

(e-Japan重点計画-2002等に基づく人事・給与等業務の見直しの動向等にも注視しつつ、推進を図る。)

5. アウトソーシング

(これまでの取組)

①以下の業務について、外部委託しているところ。

- ・ 庁舎管理業務（警備、清掃、設備維持管理）
- ・ 受付・案内業務
- ・ 公務員宿舎管理業務
- ・ ホームページの作成・管理業務
- ・ 情報システム（庁内LAN）管理業務
- ・ 研修業務（語学）
- ・ 統計・通訳業務
- ・ 公用車関係業務（運転業務）
- ・ 電話交換業務
- ・ 定期刊行物・ポスター等の発送業務
- ・ 秘書業務
- ・ 審議会等議事録作成業務
- ・ 翻訳・通訳業務
- ・ シンポジウム・セミナー・会議等のアレンジ業務

②空港における警備、事故時の消火活動、医療救難活動の効率化を図るため、国管理空港において現場業務を、また、航空交通管制機器

及び航空保安無線施設について保守業務を外部委託しているところ。

- ③道路運送車両法に基づく軽自動車の検査事務について、民間法人である軽自動車検査協会を活用しているところであり、自動車リサイクル法に基づく軽自動車のリサイクル預託金納付の確認業務についても、平成17年2月より同協会を活用して実施している。
- ④船舶安全法等に基づく船舶の安全、保安対策及び海洋汚染防止に関する船舶検査について、船級協会の検査を活用しているところ。
- ⑤地方整備局等において、公物等の維持管理等に係る業務を外部委託しているところ。
- ⑥気象観測用の測器検定について、外部委託しているところ。
- ⑦海図の数値化・印刷・供給業務を外部委託しているところ。
- ⑧航路標識の保守業務について、可能なものから外部委託しているところ。

(今後の取組計画)

①②④⑤⑥⑦⑧について

今後とも引き続き、外部委託を図る。

(平成17年度以降も引き続き実施)

③について

改正道路交通法(平成18年施行予定)の規定に基づく軽自動車の駐車違反反則金納付の有無に係る確認業務について、軽自動車検査協会を活用し、改正道路交通法の施行にあわせ実施する。

上記①から⑧までに加え、新たに以下の事項に取り組む。

○住民団体やNPO等による公園施設の整備・管理の促進を図る。

(第159国会で都市緑地保全法等の一部を改正する法律が成立したところであり、今後制度の積極的活用を図る)

6. IP電話の導入

(これまでの取組)

I P 電話の導入に向けた検討を行った結果、平成 1 6 年度に本省の一定割合の回線を I P 技術を利用した通信サービスに移行。

(今後の取組計画)

費用面・技術面での動向を踏まえつつ、引き続き導入規模等について検討を続ける。

7. 統計調査の合理化

(これまでの取組)

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国土交通省が所管する統計について改善を図るため、平成 1 5 年 1 1 月に省内関係部局から構成される検討委員会を設置し、検討を行っているところ。

②I T の活用

平成 1 6 年度末現在、航空輸送統計調査、建築着工統計調査等 1 6 本の統計についてオンライン化措置を講じてきたところ。

③アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に民間委託を実施しているところ。

(今後の取組計画)

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

既存統計に関する抜本的見直しを行うとともに、新たなニーズへの対応策として、環境、観光等の分野の統計整備について検討を行う。

(新たに整備する統計調査の実施に向けた所要の手続を平成 1 7 年度以降実施)

②I T の活用

以下の統計調査についてオンライン化を実施する。

(平成 1 7 年度中に実施予定)

・建設関連業等の動態調査

③アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に引き続き民間委託を推進していく。

(平成17年度以降も引き続き実施)

④その他

以下の統計調査について、手続の簡素化等を図るための検討を行う。

- ・ 運輸関連事業投入調査（産業関連表作成のための特別調査）
- ・ 梱包業に関する投入調査（産業関連表作成のための特別調査）
- ・ 内航船舶品目別運賃収入調査（産業関連表作成のための特別調査）
- ・ 有料駐車場に関する調査（産業関連表作成のための特別調査）
- ・ 船員労働統計及び内航船舶輸送統計調査母集団調査
- ・ 海難統計
- ・ 地方公共団体運輸関連施設調査（産業関連表作成のための特別調査）

(手続の簡素化等を図るための検討を行い、概ね次回調査より効率化を実施)

8. 国民との定期的な連絡に関する効率化

該当なし

9. 出張旅費の効率化

(これまでの取組)

従来より、旅費法に基づき効率的な執行を行ってきたところ。

(今後の取組計画)

出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努めその最大限の利用を図るものとする。

特に、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。

上記内容を周知徹底するとともに、同一地域、同一案件についての複数職員の出張の必要性の見直しなどにより、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。また、出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

(平成17年度以降も引き続き実施)

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

交際費の使途について、国土交通本省においては平成13年の省庁再編時に見直しを行い、供花、最小限の外国要人への贈答品に限定したところ。

(今後の取組計画)

①交際費

交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。

(平成17年度以降も引き続き実施)

②福利厚生

職員に対する福利厚生について、国土交通省共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

(平成17年度以降も引き続き実施)

11. 国の広報印刷物への広告掲載

(今後の取組計画)

「ビジット・ジャパン・キャンペーン海外向けパンフレット」中に広告欄を確保し、広告料収入を確保すること等により、行政の効率化を図っていくこととする。

(平成17年10月より実施予定)

1 2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

従来より、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府の実行計画)等に基づき、効率的なエネルギー・資源使用を行ってきたところ。

(今後の取組計画)

①エネルギー使用量の抑制

- ・冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととする。
- ・OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量の抑制を図る。

②資源の節約

- ・両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
- ・必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
- ・廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3Rを極力図る。

1 3. その他

①法令協議等の資料のペーパーレス化

(これまでの取組)

法令協議の電子化など関係機関との連絡・調整等の業務について、行政事務の効率化の観点から、情報の保護に留意しつつ、積極的に電子メール等により資料を取り扱い、往来に要する時間等の削減、資料のペーパーレス化に努めてきたところ。

(今後の取組計画)

国土交通省において一層の取組を推進するとともに、事務次官

等会議・閣議の案件表の電子メール等による配布等について関係機関に要請する。

(平成17年度以降も引き続き実施)

②告示・通達データベースシステムの整備

(これまでの取組)

「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」(平成13年10月31日国土交通省IT政策委員会決定、平成15年7月9日国土交通省行政情報化政策委員会改定)を策定し、「告示・通達データベースシステム」を開発。平成16年7月1日から国土交通省ホームページ上で、国民が告示等を検索し閲覧できる「告示・通達データベースシステム」の運用を開始。

③公益法人改革の推進

(これまでの取組)

「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において、国から委託・推薦等を受けて行う77(国土交通省合計)の事務・事業の見直しが決定されており、国土交通省においては、これまでに法令等の改正により66の事務・事業について措置したところ。

(今後の取組計画)

「改革実施計画」に定められた残る項目(11項目)についても、平成17年度中に全て法令上の措置を行う。

(平成17年度中に実施)

④タクシー事業に係る許認可手続の標準処理期間の短縮

(これまでの取組)

タクシー事業運賃等の許認可手続の標準処理期間を概ね3ヶ月とした改正通達を平成16年10月1日より施行することで措置したところ。

⑤レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請に係る審査の見直し
(これまでの取組)

貸渡しの許可を車両ごとの許可から事業者ごとの許可に改めるなどの緩和を行った道路運送法施行規則の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第62号)及び「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」の一部改正により措置したところ。

⑥鉄道事業者に対する監査の効率化
(これまでの取組)

鉄道事業者の財務状況のチェック(会計監査)のためのマニュアル作り及び職員の業務遂行能力向上のための取組を実施しているところ。

(今後の取組計画)

監査実績等を踏まえたマニュアルの拡充及び職員の業務遂行能力向上のための取組の見直しを行うことにより、監査の効率化を図る。

(平成17年度以降も、監査対象事業者の拡大及び全運輸局の統一かつ公正な運用を確立するための検討を行う。)

⑦倉庫業の登録に係る審査マニュアル等の整備
(これまでの取組)

倉庫業法に基づく倉庫業の登録については、地方運輸局等に対して、法令の運用通達を発出し、これに基づく登録作業を実施している。

また、業務の効率化及び行政サービスの向上を図るため、地方運輸局の登録担当官向けの審査マニュアルを作成するとともに、登録希望者の立場にたった分かりやすい手引きを作成し、地方運輸局等において希望者に対して配布したところ。

⑧営繕関係資料の電子データ化

(これまでの取組)

平成16年7月に、営繕関係の資料集について、CD-ROM化し、印刷経費を削減した。(平成15年度:150万円 → 平成16年度:2万円)

⑨災害復旧事業のデータベース化

(これまでの取組)

災害復旧事業(河川局所管(補助))については、突発的に被災した施設を限られた時間の中で応急復旧、被災原因の把握、測量、設計を行い適切な復旧工法を選択し申請しなければならないことから、計画的に実施する事業に比べ条件が厳しい。さらに、災害は時間的にも地域的にもばらつくことから申請者である市町村や都道府県の災害復旧担当者は、不慣れな場合も少なくない。一方、近年の集中豪雨の多発等を考えても、円滑な手続きの実施が必要であり、これまで研修等による担当者の育成を行ってきたところ。

(今後の取組計画)

毎年の災害復旧事業データを蓄積し、申請者が応急復旧の立案、災害原因の推定と適切な対策工法の検索ができるデータベースを整備する。

(平成16、17年度にデータベースを作成予定)

⑩船舶検査記録のデータベース化

(これまでの取組)

従来紙ベースで行っていた船舶検査の記録について、データベースシステムの運用を開始した(平成16年度)。

(今後の取組計画)

集計機能の追加などシステムの強化を図る。

(平成17年度以降実施予定)

⑪航路標識事務所の海上保安部への統合

(これまでの取組)

平成17年4月1日をもって、予定していた航路標識事務所の海上保安部への統合は終了した。